

# ＜介護支援専門員の研修体系＞

(R2.4.1)

## 介護支援専門員実務研修受講試験合格

### 実務研修

対象者：介護支援専門員実務研修受講試験合格者  
研修課程・時間：87時間以上

- (1) 介護保険制度の理念・現状及びアセスメント(講義・演習)
- (2) 介護支援サービスの基礎知識及び技術(講義・演習)
- (3) 介護支援サービスの展開(講義・演習)
- (4) 介護予防支援(講義・演習) 等

〔修了者が登録申請〕 (修了後 3ヶ月以内)

### 介護支援専門員の登録

〔専門員証交付申請〕

### 介護支援専門員証交付(有効期間5年間)

有効期間が概ね1年以上あり  
実務に従事している

### 再研修

対象者：登録後5年以内に専門員証の交付を受けていない者  
介護支援専門員証の有効期間が切れた者で新たに  
介護支援専門員証の交付を受けようとする者  
※内容は(実務未経験者)更新研修と同様

登録から5年経過

〔専門員証交付申請〕

(修了後 3ヶ月以内)

有効期間切れ

有効期間が概ね1年以内に満了

### 専門研修 I

対象者：介護支援専門員実務に従事している者で  
就業後6か月以上の者

研修課程・時間：56時間以上

- (1) 対人個別援助技術及び地域援助技術(講義・演習)
- (2) 介護支援専門員の実践における倫理(講義)
- (3) 医療との連携及び多職種協働の実践(講義)
- (4) 実践の振り返り及び課題の設定(講義・演習) 等

### 専門研修 II

対象者：介護支援専門員実務に従事しているもので  
就業後通算3年以上の者

研修課程・時間：32時間以上

- (1) 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開(講義)
- (2) 介護支援サービスにおける実践事例の研究及び発表(講義・演習)等

### 更新研修

#### 【実務未経験者】

対象者：満了日から遡って5年間実務に就いていない者

研修課程・時間：54時間以上

- (1) 介護保険制度の理念・現状及び介護支援サービス(講義・演習)
- (2) 自立支援のための介護支援サービスの基本(講義・演習) 等

#### 【実務経験者】

対象者：有効期間が概ね1年以内に満了する実務経験者

研修課程・時間：更新研修 I (56時間), 更新研修 II (32時間)

※専門研修 I・II と同様

※2回目以降は更新研修 II のみ(専門研修 II と同様)

※有効期間内に専門研修を全課程受講している者は免除

※主任介護支援専門員更新研修を受講している者は免除

〔専門員証更新申請〕

### 介護支援専門員証交付(有効期間5年間)

# ＜主任介護支援専門員の研修体系＞

### 主任介護支援専門員研修(有効期間5年間)

対象者：次の①から④に該当し、かつ、専門研修 I 及び  
専門研修 II 又は実務経験者に対する更新研修  
を修了した者

- ①専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者
- ②ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケア  
マネジメント学会認定ケアマネジャーであって専任の介護  
支援専門員としての従事期間が3年以上の者
- ③主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援  
センターに配属されている者
- ④介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者  
であり、都道府県が適当と認める者

研修課程・時間：70時間以上

- (1) 主任介護支援専門員の役割と視点(講義)
- (2) ターミナルケア(講義)
- (3) 人材育成及び業務管理(講義)
- (4) 地域援助技術、医療との連携及び多職種協働の  
実現(講義・演習)
- (5) 対人援助者監督指導、支援の展開(講義・演習) 等

### 主任介護支援専門員更新研修

対象者：主任介護支援専門員研修修了証明書の  
有効期間が概ね2年以内に満了する者

研修課程・時間：46時間以上

受講要件：次に該当する主任介護支援専門員

- ①介護支援専門員に係る研修の企画・講師の経験者等
- ②法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③日本ケアマネジメント学会開催の研究大会等において  
演題発表等の経験者
- ④日本ケアマネジメント学会の認定ケアマネジャー
- ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を  
有する者であり都道府県が適当と認める者

〔専門員証更新申請〕

### 介護支援専門員証有効期間延長

※主任資格は申請不要で延長。  
(主任修了証明書の有効期間まで)